

警察行政手続オンライン化システム 運用開始のお知らせ



令和7年12月15日から「警察行政手続オンライン化システム」が運用開始となり、オンラインでの申請が大幅に拡大されました。

これに伴い、「警察行政手続サイト」は運用停止となりました。
オンラインで申請できる主な手続は、次の表のとおりです。

手続名	手続内容	許可証等の交付方法	備考
道路使用許可	道路使用許可の申請	電子交付 又は 窓口交付	手数料は、警察署窓口にて納付する必要があります。
	道路使用許可証の記載事項の変更の届出		
	道路使用許可証の再交付申請		
制限外積載等許可、 制限外牽引許可	制限外積載許可の申請	窓口交付	
	設備外積載許可の申請		
	荷台乗車許可の申請		
	制限外牽引許可の申請		
駐車許可	駐車許可の申請	電子交付	
	駐車許可証の記載事項の変更の届出		
	駐車許可証の再交付申請		
高齢運転者等専用 駐車区間制度	高齢運転者等標章の申請	窓口交付	
	高齢運転者等標章の記載事項の変更の届出		
	高齢運転者等標章の再交付の申請		
駐車禁止除外措置	駐車禁止除外標章の申請	窓口交付	
	駐車禁止除外標章の記載事項の変更の届出		
	駐車禁止除外標章の再交付の申請		
通行禁止道路通行許可	通行禁止道路の通行許可の申請	窓口交付	

上記の手続は、e-Gov電子申請（デジタル庁が運営する電子申請ポータルサイト）からオンラインで申請・届出を行うことができます。

e-Gov電子申請の手続検索ページから目的の申請・届出を検索し、「申請書入力」に進んでください。